

### 3. 社会教育主事課程

社会教育主事補は、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に配置される職員で、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」ことを職務内容としています。

社会教育主事は、専門的教育職員とされているので、地方公共団体によっては、特別採用を行う場合がありますが、通常は一般職として採用し、のちに本人の希望その他により社会教育の職場に配属となる形をとる例が多いようです。また、社会教育・生涯学習関係の団体、企業等において社会教育主事資格を有することを条件として職員として勤務する例もみられます。

なお、本学で所定の単位を修得した場合、「社会教育主事となるための単位修得証明書」を卒業時に交付します。

#### 履修上の注意

場合によって、受講人員の制限や、受講科目の指定を行うことがある。

#### 社会教育主事開講講座表

	授 業 科 目	開講	単 位	開講学年				備 考	
				1年	2年	3年	4年		
必修科目 4科目8単位	生涯学習概論 I A	半期	2			○			
	生涯学習概論 I B	半期	2			○			
	社会教育計画 I	半期	2			○			
	社会教育計画 II	半期	2			○			
選択必修 4単位以上	社会教育演習 I	半期	2			○			
	社会教育演習 II	半期	2			○			
	社会教育実習 I	半期集中	2				○		
	社会教育実習 II	半期集中	2				○		
	社会教育課題研究 I	半期	2			○			
	社会教育課題研究 II	半期	2			○			
特講 I から選 講 III の 択 各 分 野 科 から 4 単 位 以 上 計 1 2 単 位 以 上	社会教育特講 I	青少年問題と社会教育 I	半期	2			○		
		青少年問題と社会教育 II	半期	2			○		
		成人教育 I	半期	2			○		
		成人教育 II	半期	2			○		
		人権教育論	半期	2			○		
		家庭教育論	半期	2		○			
		ジェンダーと社会教育	半期	2			○		
	現代社会と社会教育	半期	2			○			
	社会教育特講 II	社会教育施設 I	半期	2			○		
		社会教育施設 II	半期	2			○		
		企業内教育 I	半期	2			○		
		企業内教育 II	半期	2			○		
		図書館概論	半期	2		○			
		図書館制度・経営論	半期	2			○		
		博物館概論	半期	2	○				
	博物館情報・メディア論	半期	2			○			
	社会教育事業と活動	半期	2			○			
	社会教育特講 III	教育の原理	半期	2	○				教職専門科目※注1
		教育と社会	半期	2	○				
		マスコミュニケーション論 I A	半期	2			○		文学部開講科目
マスコミュニケーション論 II A		半期	2			○			
日本美術史 A		半期	2	○					
日本美術史 B		半期	2	○					
現代文化論		半期	2			○	法学部開講科目 ※注2 ※注2		
映像文化論		半期	2			○			
少年法 A		半期	2			○			
少年法 B		半期	2			○			
消費者法		半期	2			○	法学部開講科目 ※注2 ※注2		
地方自治論 A		半期	2			○			
地方自治論 B		半期	2			○			
行政学 A	半期	2			○	経済学部開講科目			
行政学 B	半期	2			○				
地域社会問題入門	半期	2			○				
消費者主権の経済学	半期	2			○				
消費情報教育	半期	2			○	経済学部開講科目			
社会保障の基礎	半期	2	○						
少子高齢社会と社会保障	半期	2			○	人間開発学部開講科目			
地域教育社会学	半期	2			○				
地域社会と健康指導	半期	2			○				
健康管理論	半期	2			○				
体育社会学	半期	2			○				

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。

※注1) 教職課程非選択者が履修する場合は、教務課の窓口へ申し出ること。

※注2) 経済学部生が、「地方自治 I」を修得した場合は「地方自治論A」「地方自治 II」を修得した場合は「地方自治論B」の単位として充当できる。